

環境保健行政について

平成18年10月30日

環境保健部

1. 副生する特定化学物質のBATレベルに関する検討について

(1) 副生事案の経緯

- ・ 本年2月、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の第一種特定化学物質*であるヘキサクロロベンゼン（HCB）が、テトラクロロ無水フタル酸（TCPA）の合成過程で副次的に生成（0.1～0.3%）している事実が発覚。TCPAは染料の原料であり、HCBを含んだ塗料によって着色された様々な製品（樹脂等）が広く流通していることも判明。

*第一種特定化学物質：難分解性、高濃縮性かつ人等への長期毒性を有し、製造、輸入及び使用が原則禁止される物質

- ・ 特定化学物質が副生する場合には、利用可能な最良の技術（Best Available Techniques）を適用し、工業技術的、経済的に可能な限り削減することが必要。このため、環境省は化審法を共管する厚生労働省及び経済産業省とともに、本年4月に「副生する特定化学物質のBAT削減レベルに関する評価委員会」（BAT評価委員会）を設置し、BATの観点から達成されるべき副生HCBの含有量（BATレベル）の検討を開始。

(2) BAT評価委員会による検討

- ・ 10月中を目途に「TCPA及びソルベントレッド135中の副生BATレベルに関する報告書」を公表予定。

【提案されたBATレベル】

- ・ TCPA：200ppm
- ・ ソルベントレッド135（TCPAを原料とする顔料）：10ppm

(3) 今後の予定

- ・ 化審法施行通知を改正し、周知期間（1年間）を設けた上でBATレベルを適用する予定。なお、BATレベル適用以降は、それを超えてHCBを含有する化学物質の製造、輸入及び使用は化審法上認められなくなる。

2. 化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会報告書について

(1) 背景

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）は、施行7年後（平成19年3月）に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

このため、平成18年5月「化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会」（座長：大塚直早稲田大学法学部教授）を設置。5回の会合を経て、同年9月に報告書が取りまとめられた。

(2) 報告書の概要

〔実施状況〕

- ・ PRTR対象物質の届出排出総量は過去4年間で14%減少
- ・ 環境政策における基礎データとしての活用など、PRTRデータの多面的な利用が進展

〔今後の課題及び対応の方向〕

PRTR制度に関する課題

- ・ 有害性データと組み合わせた解析等のPRTRデータの一層の活用
 - ・ 個別事業者の届出データについて、国による公表を含め、国民が容易に入手できる手法の検討
 - ・ 届出事項、対象事業者の要件及び対象物質の見直し
 - ・ 排出量把握手法の改善等によるデータ精度の向上
 - ・ 未届出事業者への指導強化等における地方公共団体における役割の検討
- ##### MSDS制度に関する課題

- ・ MSDSの国際調和の推進及びMSDS情報の国民への伝達
- ・ MSDS制度やその他の有害性情報の伝達に関する制度については、化学物質審査規制法（化審法）との一体的な検討

自主的な化学物質管理

- ・ 事業者の自主的な化学物質管理計画等の作成の促進
- ・ より安全な物質への代替を含む自主的な化学物質管理に関する指針の作成

(3) 今後の予定

懇談会報告を踏まえ、今後、中央環境審議会において、上記課題に関する審議をお願いする予定。

3．局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査 (通称そらプロジェクト)について

(1) 概要

幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がなく、国会における附帯決議において早期に調査を実施することが求められるとともに、大気汚染による健康影響に係る訴訟においても大きな争点となってきた。

平成17年度から平成22年度まで幹線道路沿道の住民を対象とした大規模な疫学調査「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査 - そら (SORA) プロジェクト - 」を実施し、幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係についての解明を行うものである。

(2) 事業計画

学童(小学生)を対象とした5年間の追跡(コホート)調査(愛称:そら(SORA)しらべ隊)を平成17年度から開始したところであり、平成19年度以降も継続して調査する。(平成17年度から平成22年度)

幼児を対象とした症例対照研究を平成18年度から開始したところであり、平成19年度以降も継続して調査する。(平成18年度から平成22年度)

成人を対象とした調査を実施する予定。(平成19年度から平成22年度)

(3) 今後の予定

従来から医学的知見が不十分とされてきた幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について、新たな知見を加え評価を行う予定。

4. 水俣病対策の現状について

(1) 最高裁判決後の認定申請者・新保健手帳申請者数等の急増について

最高裁判決後の公健法認定申請者数（未処分者数）

4,447件（9月30日現在）

裁判の状況

昨年10月以降、「水俣病不知火患者会」に所属する者のうち、1,117人（第6陣まで、9/30現在）が、国・熊本県・チッソを相手に、1人あたり850万円を求め、損害賠償請求訴訟を提訴。

新保健手帳の交付状況

5,252件（9月30日現在）

(2) 「水俣病問題に係る懇談会」提言書について

- ・ 「水俣病問題に係る懇談会」は、水俣病公式確認から50年を迎えるにあたって、水俣病問題の社会的・歴史的意味を包括的に検証し、その教訓をもとに、今後取り組むべき行政や関係方面の課題を提言するために、環境大臣の私的懇談会として設置。9月19日に提言書を取りまとめ。
- ・ 提言書においては、「2.5人称の視点」、「いのちの安全」の危機管理体制、被害者の苦しみを償う制度づくり、「環境・福祉先進モデル地域」の構築など、多岐にわたる内容を提言。

(3) 水俣病発生地域の地域づくり対策について

水俣病発生地域環境福祉推進室の発足

- ・ 9月21日に、水俣病被害者の救済策と並び重要な、水俣病発生地域の地域づくりを推進するために、環境省に「水俣病発生地域環境福祉推進室」を創設。

水俣病公式確認50年事業

- ・ 水俣病公式確認50年事業として、5月1日の慰霊式をはじめ、みなまた写真・パネル展、みなまたもやいの日事業等を実施。
- ・ 今後も、各種事業が水俣病公式確認50年事業実行委員会により計画されている。

(4) 今後の予定

与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム（座長：園田博之議員）における総合的な議論の動向も踏まえ、引き続き水俣病問題の解決に向けて熊本県等関係地方公共団体等と協力して取り組む予定。

5 . 石綿健康被害救済法に基づく申請受付・認定の状況について

本年3月に施行した石綿健康被害救済法に基づく救済給付に係る申請受付・認定の状況は以下のとおり。

(1) 申請の状況

申請者数(累計) : 3,101件(9月末現在)

療養中の方(医療費、療養手当等の支給対象者) : 1,237件

施行前死亡者(特別遺族弔慰金等の支給対象者) : 1,864件

(内訳)

申請者	中皮腫(件)	肺がん(件)	不明(件)	小計(件)
療養中の方	811	366	60	1,237
施行前死亡者	1,535	298	31	1,864
計	2,346	664	91	3,101

(2) 認定の状況

処理件数(累計) : 1,608件(平成18年10月24日現在)

療養中の方 : 700件

施行前死亡者 : 908件

(内訳)

対象	認定等	中皮腫(件)	肺がん(件)	不明(件)	小計(件)
療養中の方	認定	269	84	0	353
	不認定	16	5	8	29
	保留	193	125	0	318
施行前死亡者	認定	886	4	0	890
	不認定	3	10	1	14
	保留	0	4	0	4

(3) 今後の予定

引き続き、石綿健康被害判定小委員会等を適切に開催し、環境再生保全機構、医療機関、保健所等の関係機関とも協力し、一体となってより迅速な取組を進める。